

北はりま消防組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)
(改正)

令和4年2月

北はりま消防組合

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画の制定背景
- 2 計画の目的
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲
- 5 計画の対象とする温室効果ガス

第2章 温室効果ガス排出量削減目標と取組内容

- 1 温室効果ガス排出量の現状
- 2 温室効果ガス排出量の将来予測
- 3 基本方針
- 4 削減目標

第3章 取組内容

- 1 職員共通の取組事項

第4章 計画の進行管理

- 1 推進体制
- 2 仕組み

参考資料

- 1 北はりま消防組合地球温暖化対策実行委員会設置規程
- 2 北はりま消防組合地球温暖化対策実行計画の対象範囲となる施設一覧
- 3 地球温暖化対策項目別取組状況点検表

第1章 計画の基本的事項

1 計画の制定背景

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなど温室効果ガスの大気中濃度が増加することで、太陽からの日射や地表面から放熱する熱の一部が温室効果ガスに吸収されることによって、地表面の温度が上昇する現象です。この地球温暖化に起因する海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなど異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農林生産物や水資源への影響、熱帯性感染症の発生数の増加が、地球上のあらゆる国と地域で生じており、地球温暖化は私たち現世代の日常生活への甚大な人的・物的被害を及ぼすとともに、将来世代への脅威といえるものです。

このため、地球温暖化対策に関する世界規模の取組が、平成4年の国連環境開発会議（地球サミット）で「持続可能な開発のための人類の行動計画」や「国際連合気候変動枠組条約」の採択を皮切りに始まり、日本においても、平成5年に「環境基本法（平成5年法律第91号）」の施行、平成11年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）」の施行、平成13年に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」の施行などの法整備が順次行われています。

また、平成17年の国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で合意した京都議定書の発効によって地球温暖化対策に係る国際的な取組がなされ、さらには、平成27年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定によって、全ての国が自国で作成した排出量削減目標を提出し、その達成のために措置を実施することが義務付けられています。

日本政府は、平成27年に開催された地球温暖化対策推進本部において、パリ協定を踏まえた今後の対策の取組方針を決定し、中でも国内対策として、パリ協定の2℃目標等を踏まえ、日本としても世界規模での排出削減に向けて長期的、戦略的に貢献すること、COP21の時に日本が国際的に約束した目標の実施に向けて「地球温暖化対策計画」を策定すること、「政府実行計画」を策定すること、政府が旗振り役となって国民運動を強化すること、更にパリ協定の署名・締結・実施に向けた取組を進めること等を位置付けており、平成28年5月13日には「地球温暖化対策計画」を決定したところです。

以上のことから、温室効果ガスの削減に向けては、実効性のある対策を速やかに講じることが国際的に重要な課題として位置付けられているものです。

各国の削減目標（国連気候変動枠組条約事務局に提出された約束草案より抜粋）

国名	削減目標	
中国	GDP当たりのCO2排出を 2030年までに 60～65% 削減	2005年比

E U	2030年までに 40% 削減	1990年比
インド	GDP当たりのCO2排出を 2030年までに 33～35% 削減	2005年比
日本	2030年までに 26% 削減 ※2005年比では25.4%削減	2013年比
ロシア	2030年までに 70～75% に抑制	1990年比
アメリカ	2025年までに 26～28% 削減	2005年比

※GDP：国内総生産

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

「各国の温室効果ガス削減目標」より

2 計画の目的

北はりま消防組合では、地球温暖化対策推進法第21条の規定に基づいて、庁内の省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を計画的に削減することを目的に「北はりま消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「実行計画」という。）を策定します。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抄）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7（略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9（略）

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11（略）

12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

3 計画の期間

実行計画は、2017年度を基準年度とし、2019年度から2023年度の5年間の計画期間とします。

4 計画の対象範囲

実行計画の対象範囲は、北はりま消防組合の全事業拠点の事務及び事業が対象となり、消火活動、救急活動、救助活動等も含まれます。

5 計画の対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象として積極的な取組を推進します。

なお、残りの6物質である、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素については、排出量が極めて少ない（あるいは排出実績がない。）ため、実行計画では対象外とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」をいう。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄
- 七 三ふっ化窒素

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方

法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

6 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

- 一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条7に規定する割当量
- 二 京都議定書第六条1に規定する排出削減単位
- 三 京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量

第2章 温室効果ガス排出量削減目標と取組内容

1 温室効果ガス排出量の現状

2017年度における、北はりま消防組合11事業拠点の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の総量は、500.4t-CO₂となっています。

エネルギー別排出量で見ると、電気が最も多く、全体の61.27%を占め、次いでガソリンが26.60%、軽油が7.77%、灯油が1.38%、その他が2.98%となっています。

2017年度 北はりま消防組合温室効果ガス排出量

種別		種別ごとの 使用量	温室効果ガス 排出係数	温室効果ガス 排出量
燃 料	ガソリン	57,368 ℓ	0.00232	133.1 t-CO ₂
	軽油	15,094 ℓ	0.00258	38.9 t-CO ₂
	灯油	2,772 ℓ	0.00249	6.9 t-CO ₂
	A重油	15 ℓ	0.00271	0.0 t-CO ₂
	液化石油ガス (LPG)	2,211 m ³ (4,404kg)	0.003	13.2 t-CO ₂
	都市ガス	774 m ³	0.00216	1.7 t-CO ₂
電 気	一般電気事業者	621,908 kWh	0.000493	306.6 t-CO ₂
合 計		—	—	500.4 t-CO ₂

※ 温室効果ガス排出係数は、環境省が示す温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（平成30年提出用）及び温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer4・3・2による。なお、液化石油ガス（LPG）は、体積（m³）から質量（kg）へ換算し使用量を算定。換算係数（kg/m³）1,000/502

2017年度 署所別・種別使用量・温室効果ガス排出量の内訳

種別	本部・指令センター	西脇消防署	西脇北出張所	加西消防署	加西南出張所	加西北出張所
ガソリン (使用量) (排出量)	2,471 ℓ 5.7 t-CO ₂	9,249 ℓ 21.5 t-CO ₂	3,598 ℓ 8.4 t-CO ₂	8,254 ℓ 19.2 t-CO ₂	4,320 ℓ 10.0 t-CO ₂	3,284 ℓ 7.6 t-CO ₂
軽油 (使用量) (排出量)	10 ℓ 0.0 t-CO ₂	3,060 ℓ 7.9 t-CO ₂	926 ℓ 2.4 t-CO ₂	4,135 ℓ 10.7 t-CO ₂	780 ℓ 2.0 t-CO ₂	797 ℓ 2.1 t-CO ₂
灯油 (使用量) (排出量)						
A重油 (使用量) (排出量)	15 ℓ 0.0 t-CO ₂					
液化石油ガス (LPG) (使用量) (排出量)	25 m ³ 0.1 t-CO ₂		249 m ³ 1.5 t-CO ₂	945 m ³ 5.6 t-CO ₂	241 m ³ 1.4 t-CO ₂	218 m ³ 1.3 t-CO ₂
都市ガス (使用量) (排出量)		774 m ³ 1.7 t-CO ₂				
電気 (使用量) (排出量)	52,829 kwh 26.0 t-CO ₂	98,539 kwh 48.6 t-CO ₂	34,146 kwh 16.8 t-CO ₂	154,724 kwh 76.3 t-CO ₂	30,127 kwh 14.9 t-CO ₂	29,435 kwh 14.5 t-CO ₂
署所別 排出量合計	31.8 t-CO ₂	79.7 t-CO ₂	29.1 t-CO ₂	111.8 t-CO ₂	28.3 t-CO ₂	25.5 t-CO ₂

種別	加東消防署	東条出張所	多可消防署	加美駐在所	八千代駐在所	種別使用量・ 排出量合計
ガソリン (使用量) (排出量)	9,329 ℓ 21.6 t-CO ₂	3,424 ℓ 7.9 t-CO ₂	8,694 ℓ 20.2 t-CO ₂	2,573 ℓ 6.0 t-CO ₂	2,172 ℓ 5.0 t-CO ₂	57,368 ℓ 133.1 t-CO ₂
軽油 (使用量) (排出量)	2,961 ℓ 7.6 t-CO ₂	989 ℓ 2.5 t-CO ₂	1,436 ℓ 3.7 t-CO ₂			15,094 ℓ 38.9 t-CO ₂
灯油 (使用量) (排出量)	2,342 ℓ 5.8 t-CO ₂		430 ℓ 1.1 t-CO ₂			2,772 ℓ 6.9 t-CO ₂
A重油 (使用量) (排出量)						15 ℓ 0.0 t-CO ₂
液化石油ガス (LPG) (使用量) (排出量)	50 m ³ 0.3 t-CO ₂		448 m ³ 2.7 t-CO ₂	8 m ³ 0.1 t-CO ₂	27 m ³ 0.2 t-CO ₂	2,211 m ³ 13.2 t-CO ₂
都市ガス (使用量) (排出量)						774 m ³ 1.7 t-CO ₂
電気 (使用量) (排出量)	98,123 kwh 48.4 t-CO ₂	70,623 kwh 34.8 t-CO ₂	38,133 kwh 18.8 t-CO ₂	2,885 kwh 1.4 t-CO ₂	12,344 kwh 6.1 t-CO ₂	621,908 kwh 306.6 t-CO ₂
署所別 排出量合計	83.7 t-CO ₂	45.2 t-CO ₂	46.5 t-CO ₂	7.5 t-CO ₂	11.3 t-CO ₂	500.4 t-CO ₂

2 温室効果ガス排出量の将来予測

北はりま消防組合は、西脇市、加西市、加東市及び多可町の3市1町で構成され、管轄面積は626.16km²と広く、兵庫県全体の約7.5%を占めています。この管轄地域には、山崎断層帯主部（南東部・草谷断層）、御所谷断層帯などの活断層があるため地震被害が予想され、過去には台風や豪雨による甚大な被害も生じたことから、地球温暖化に起因する様々な異常気象によって、予見できない災害出動が見込まれる地域であることは疑いがないものです。

また、近年の少子高齢化社会で、管轄人口は減少傾向にあります。高齡化社会の進展や緊急性のない安易な救急車の要請が相次ぐ現状を踏まえ、国や消防本部が救急車の適正利用を呼び掛けているものの、一朝一夕には有効な解決策が見い出せていないことなどを鑑みると、北はりま消防組合においても、救急需要はますます増加することが容易に推測できます。

以上のことから、災害出動件数とガソリン・軽油などの燃料使用量は比例関係にあり、温室効果ガスの排出量に関して減少要因は見当たらず、温室効果ガスの増加が予想されるものです。

なお、資源の分別回収には構成市町のルールに基づいて、積極的に取り組んでいるところであり、焼却対象となる一般廃棄物の削減も一定のレベルに達していることから、さらなる削減には余地が少ないと判断します。

3 基本方針

(1) 日常的な取組の推進

職員一人ひとりが日常的な事務事業を推進する中から、エネルギーや資源の重要性を認識し、限りある資源を有効活用するため、省エネルギー・省資源に取り組めます。

(2) 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を随時適切に把握し、継続的な改善を図り、目標達成に向け取り組みます。

(3) 取組の公表

温室効果ガス排出量の実態及び取組成果等を公表します。

4 削減目標

北はりま消防組合が提供する行政サービスの性質と当該将来予測を鑑みた場合、数値目標を設定することは業務の本質上困難であることから、具体的な数値目標は設定せず、次の2点を削減目標とします。

(1) 各年度における温室効果ガス排出量は、基準年度数値を目途に抑制することに努めます。

(2) 環境への負荷を低減することに努めます。

第3章 取組内容

1 職員共通の取組事項

実行計画では、職員一人ひとりの環境配慮の意識の向上が重要であり、次に示す取組を励行します。

【省エネルギーの推進】

項目	取組内容
空調	<ul style="list-style-type: none">・空調設定温度の適正化 (設定温度 冷房時は28℃～23℃、暖房時は24℃～19℃)・使用していない部屋の空調停止・空調機器の定期的な清掃・ブラインド等の活用による空調の高効率化
給排水・給湯	<ul style="list-style-type: none">・日常的な節水の励行・給湯温度の適切な設定・冬季以外の給湯供給期間の短縮
照明	<ul style="list-style-type: none">・昼休み時間の消灯・昼間の窓際など業務に支障のない照明の消灯・残業時における不要なエリアの照明の消灯・照明を利用していない場所におけるこまめな消灯・照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯
事務機器	<ul style="list-style-type: none">・事務用PC、支援情報システムPC等、使用しない時間帯における電源の遮断
車両	<ul style="list-style-type: none">・エコドライブの推進（緊急自動車以外）・走行ルート合理化・効率的で確実な点検整備の実施・相乗りの励行・公共交通機関の利用促進
その他	<ul style="list-style-type: none">・ノー残業デーの励行・環境問題に関する情報提供や所属内研修の実施

【省資源化の推進とゴミの排出抑制】

項目	取組内容
用紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・両面コピーや裏面利用の徹底 ・ツーアップ印刷やブックレット印刷の活用 ・ミスコピーの防止 ・庁内における送付文書等の省略の促進 ・資料の共有化や簡素化 ・庁内グループウェアの有効活用
廃棄物 リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・職場のごみ箱の設置見直しと不用意なゴミの削減 ・排出ごみの分別推進と再資源化促進 ・紙コップ、割り箸の使用を控え、マイカップやマイ箸の利用促進 ・封筒やファイルなどの再利用促進
物品購入	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法の基準を満たす製品、詰替え可能製品の購入促進 ・事務用品や電気製品などの修理による長期使用 ・備品等の管理替えによる有効活用

第4章 計画の進行管理

1 推進体制

実行計画の推進体制は、次のとおりとします。

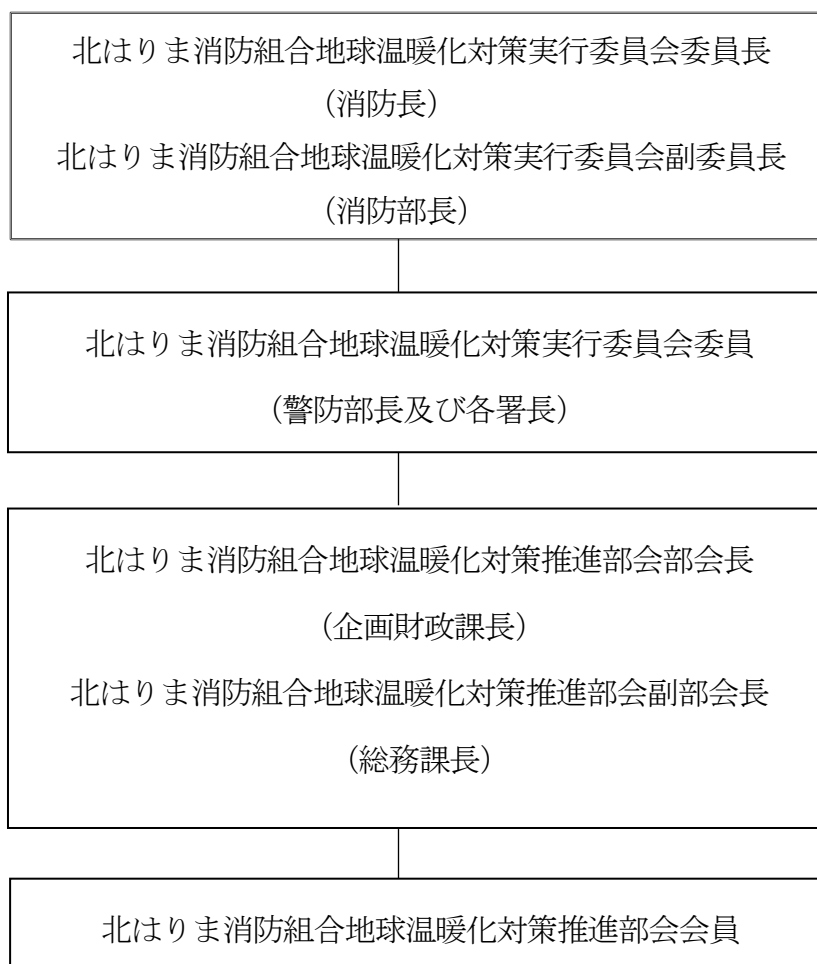
詳細な役割等は、北はりま消防組合地球温暖化対策委員会設置規程に定めます。

(1) 推進体制

実行計画を推進していくためには、職員一人ひとりが各職場で省エネルギー・省資源行動等を率先的に実行していくことが必要となります。

それらの取組を、組織的に推進するとともに、進捗状況や課題を把握し、改善を図るための仕組みを、PDCAサイクルを基本とした体制として構築します。

推進体制図



(2) 主な役割分担

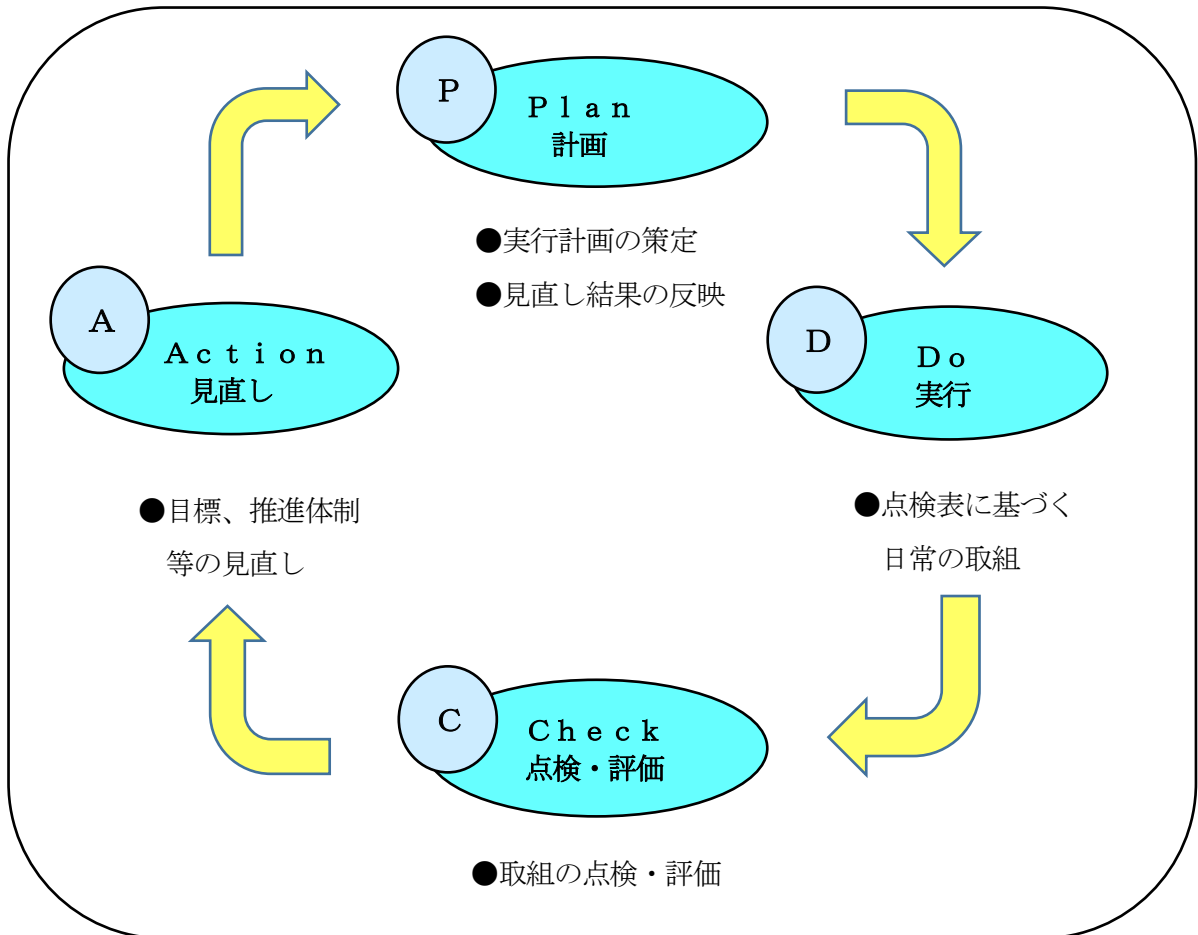
組 織 (役職)	主な役割
北はりま消防組合地球温暖化対策 実行委員会委員長 (消防長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画全体の総括・見直し ・ 計画及び評価結果の公表
北はりま消防組合地球温暖化対策 実行委員会副委員長 (消防部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長の補佐 ・ 委員長に事故があるときは、その職務を代理
北はりま消防組合地球温暖化対策 実行委員会委員 (警防部長及び各 署長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各課・各署所における計画の進捗評価・総括 ・ 計画の見直し案の検討 ・ 取組に対する提案、意見等に基づく改善措置の検討 ・ 取組の改善措置の指示
北はりま消防組合地球温暖化対策 推進部会部会長 (企画財政課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各課・各署所における計画の進捗状況、温室効果ガ ス排出量の取りまとめ及び報告
北はりま消防組合地球温暖化対策 推進部会副部会長 (総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会長の補佐 ・ 部会長に事故があるときは、その職務を代理
北はりま消防組合地球温暖化対策 推進部会会員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各課・各署所の適正な環境配慮の取組を推進 ・ 職員からの取組に関する提案・意見などの受理及び 報告 ・ エネルギー使用量の把握 ・ 温室効果ガス排出量の算定
各職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な取組の実行 ・ 取組等の提案・意見など

2 仕組み

(1) 計画の進行管理の仕組み

実行計画の進行管理は、P D C Aサイクルによる継続的改善に基づき行い、温室効果ガスの総排出量の削減を着実に推奨するものとする。

進行管理の仕組み図



(2) 実行手順

ア 計画 (Plan)

「北はりま消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定する。

イ 実行 (Do)

【職員の実施事項】

職員一人ひとりが、それぞれの事務事業の執行の際に、日常的な省エネルギー・節電等の取組を実施する。

ウ 点検・評価 (C h e c k)

【北はりま消防組合地球温暖化対策推進部会の実施事項】

北はりま消防組合全体のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を算出し、毎年5月までに北はりま消防組合地球温暖化対策推進部会部会長に報告する。

エ 見直し (A c t i o n)

【北はりま消防組合地球温暖化対策実行委員会の実施事項】

北はりま消防組合地球温暖化対策推進部会部会長からの報告を踏まえて、計画の進捗状況を総括し、年1回北はりま消防組合地球温暖化対策実行委員会を開催し、北はりま消防組合地球温暖化対策実行委員会委員長に報告する。また、必要に応じて計画の見直しを行う。

【北はりま消防組合地球温暖化対策実行委員会委員】

北はりま消防組合地球温暖化対策実行委員会において計画の取組等についての提案・意見等に基づく改善措置の指示を行う。

(3) 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況や取組の成果を、ホームページで公表します。

附 則

この計画は、平成31年4月1日から適用する。

この計画は、令和2年4月1日から適用する。

この計画は、令和4年2月25日から適用する。

参考資料

- 1 北はりま消防組合地球温暖化対策実行委員会設置規程
- 2 北はりま消防組合地球温暖化対策実行計画の対象範囲となる施設一覧
- 3 地球温暖化対策項目別取組状況点検表

参考資料 1

北はりま消防組合地球温暖化対策実行委員会設置規程

(設置)

第1条 北はりま消防組合の行政活動等に伴う環境への負荷を総合的かつ計画的に低減し、自ら環境にやさしい消費活動及び事業活動を展開するため、北はりま消防組合地球温暖化対策実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 北はりま消防組合地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 実行計画の実施状況の点検及び評価に関すること。
- (3) 省エネルギー対策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、消防長をもって充てる。
- 3 委員会に副委員長を置き、消防部長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(推進部会)

第5条 委員会に、第2条の事務を所掌させるため、北はりま消防組合地球温暖化対策推進部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、企画財政課長をもって充てる。
- 4 部会に副部会長を置き、総務課長をもって充てる。

(庶務)

第6条 委員会及び部会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

職名
消防長
消防部長
警防部長
西脇消防署長
加西消防署長
加東消防署長

別表第2 (第5条関係)

区分	部課等	選出人員
消防本部	消防部総務課 消防部企画財政課 消防部予防課	1
	警防部警防課 警防部救急課	1
	警防部情報管理課	1
消防署 出張所	西脇消防署	1
	西脇北出張所	1
	多可出張所	1
	多可北出張所	1
	多可南出張所	1
	加西消防署	1
	加西南出張所	1
	加西北出張所	1
	加東消防署	1
	東条出張所	1

参考資料 2

北はりま消防組合地球温暖化対策実行計画の対象範囲となる施設一覧

番号	施設名	施設所在地
1	指令センター	兵庫県加東市下滝野 1 2 6 9 - 2
2	西脇消防署 (本部併設)	兵庫県西脇市野村町 1 7 9 6 - 5 0 2
3	西脇北出張所	兵庫県西脇市寺内 5 1 5 - 1
4	多可出張所	兵庫県多可郡多可町中区茂利 2 4 3 - 1
5	多可北出張所	兵庫県多可郡多可町加美区豊部 2 4 0
6	多可南出張所	兵庫県多可郡多可町八千代区中野間 6 5 0
7	加西消防署	兵庫県加西市北条町東高室 9 9 3 - 1
8	加西南出張所	兵庫県加西市上宮木町 3 8 7 - 1 3
9	加西北出張所	兵庫県加西市満久町 2 2 0
1 0	加東消防署	兵庫県加東市上中 7 7 8 - 5 2
1 1	東条出張所	兵庫県加東市天神 1 2 3

参考資料 3

地球温暖化対策項目別取組状況点検表

点検日： _____ 年 ____ 月 ____ 日

施設名： _____

点検者名： _____

1 省エネルギーの推進について

【評価欄は、「○」、「×」、「—」、「実施日」を記入】

項目	取組内容	評価
空調	空調設定温度の適正化 (設定温度 冷房時は28℃～23℃、暖房時は24℃～19℃)	
	使用していない部屋の空調停止	
	空調機器の定期的な清掃	
	ブラインド等の活用による空調の高効率化	
給排水・給湯	日常的な節水の励行	
	給湯温度の適切な設定	
	冬季以外の給湯供給期間の短縮	
照明	昼休み時間の消灯	
	昼間の窓際など業務に支障のない照明の消灯	
	残業時における不要なエリアの照明の消灯	
	照明を利用していない場所におけるこまめな消灯	
	照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯	
事務機器	事務用PC、支援情報システムPC等、使用しない時間帯における電源の遮断	
車両	エコドライブの推進 (緊急自動車以外)	
	走行ルート合理化	
	効率的で確実な点検整備の実施	
	相乗りの励行	
	公共交通機関の利用促進	
その他	ノー残業デーの励行	
	環境問題に関する情報提供や所属内研修の実施	

2 省資源化の推進とゴミの排出抑制について

【評価欄は、「○」、「×」、「—」、「実施日」を記入】

項目	取組内容	評価
用紙類	両面コピーや裏面利用の徹底	
	ツーアップ印刷やブックレット印刷の活用	
	ミスコピーの防止	
	庁内における送付文書等の省略の促進	
	資料の共有化や簡素化	
	庁内グループウェアの有効活用	
廃棄物 リサイクル	職場のごみ箱の設置見直しと不用意なゴミの削減	
	排出ごみの分別推進と再資源化促進	
	紙コップ、割り箸の使用を控え、マイカップやマイ箸の利用促進	
	封筒やファイルなどの再利用促進	
物品購入	グリーン購入法の基準を満たす製品、詰替え可能製品の購入促進	
	事務用品や電気製品などの修理による長期使用	
	備品等の管理替えによる有効活用	